

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
広陵町	百済川向地区	令和3年3月12日	

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	21.8ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	17.1ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	10.8ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3.9ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	3.4ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	12.2ha
(備考)	

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

70歳以上の農業者が地区全体の約半分にあたる10.8haの農地を現状耕作している状態である。このうち、後継者が未定の農業者の耕作面積が3.9haもあり、今後の後継者不足が予測されることから、認定農業者、集落営農組合といった中心経営体への農地の集積が必要。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地区内における農地利用は、認定農業者及び法人化を目指す集落営農組織が担う。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。  
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
集	百済集落営農組合	-	- ha	水稲、小麦、野菜	8.5 ha	百済地区
認農	担い手A	水稲、小麦、野菜	1.2 ha	水稲、小麦、野菜	1.5 ha	百済地区
認農	担い手B	水稲+野菜	1.2 ha	水稲+野菜	1.5 ha	百済地区
認農	担い手C	水稲+野菜	0.7 ha	水稲+野菜	1.0 ha	百済地区
認農	担い手D	水稲+野菜	0.9 ha	水稲+野菜	1.2 ha	百済地区
認農	担い手E	野菜	0.9 ha	野菜	1.3 ha	百済地区
認農	担い手F	水稲、小麦、野菜	0.7 ha	水稲、小麦、野菜	1.0 ha	百済地区
認農	担い手G	水稲、小麦、野菜	0.7 ha	水稲、小麦、野菜	1.0 ha	百済地区
認農	担い手H	水稲、小麦、野菜	0.8 ha	水稲、小麦、野菜	1.2 ha	百済地区
認農	担い手I	水稲+野菜	0.5 ha	水稲+野菜	0.8 ha	百済地区
認農	担い手J	水稲+野菜	0.3 ha	水稲+野菜	0.5 ha	百済地区
認農	担い手K	水稲+野菜	0.4 ha	水稲+野菜	0.5 ha	百済地区
認農	担い手L	水稲+野菜	1.0 ha	水稲+野菜	1.3 ha	百済地区
その他	担い手M	水稲+野菜	0.3 ha	水稲+野菜	0.5 ha	百済地区
計	14人		9.6 ha		21.8 ha	

- 注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。
- 注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。
- 注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

貸付け等の意向が確認された農地は、223筆、182,007㎡となっている。
<p>将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を農地中間管理機構に貸し付けていく。</p> <p>中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、百済川向地区において、農地の大区画化、農道及び水路といった農業基盤の整備に取り組む。
米以外に、収益性の高い小麦やその他野菜等の生産に取り組む。
水害防止のため、水田貯留などに取り組む。